■掲載誌　2020-09-05 朝日新聞　朝刊 3 ページ 871 文字
■新聞記事見出し　性犯罪の起訴状、被害者匿名検討　被告の権利と両立、課題
■参考～記事引用～
○性犯罪の起訴状、被害者匿名検討　被告の権利と両立、課題
○ 2020/09/05 朝日新聞　朝刊 3 ページ 871 文字

「性犯罪などの被害者の氏名を被告に知られないようにするため、法務省は、起訴状で匿名にできるようにするなどの法改正に向けて検討を始めた。森雅子法相が４日の会見で検討を指示したことを明らかにした。法制審議会への諮問を視野に入れる。被害者保護と被告の権利の両立が課題だ」とする記事の中で，氏名秘匿の意義についてコメント。

問題は，「起訴状の謄本は被告本人に送達されるため、加害者と面識がない性犯罪では、被害者が氏名を知られることに不安を抱き、捜査への協力が得られないなど被害が潜在化する事態も懸念されている」ことにある。

今後，起訴状だけではなく，逮捕状や判決文などでも氏名が被告に伝わる可能性がある以上，その匿名化も行われる可能性がある。

「起訴状の匿名化は、被告の「防御権」との両立が課題となる。罪に問われている内容が不明確になり、被告が適切に反論できない恐れがあるからだ」との摘示を受けて，次のコメントを出した。

渡辺修・甲南大学法科大学院教授（刑事訴訟法）は「氏名以外の情報で特定でき、秘匿によって架空の犯罪で処罰される危険は低い。被害者が泣き寝入りせず、厳正な処罰を実現するため、秘匿はやむを得ない」と話す。そのうえで、「秘匿が支障とならない弁護が保障されなければならない」と指摘。積極的な証拠開示など「弁護人による防御活動の充実が不可欠だ」とくぎを刺す。（伊藤和也）